

鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付要綱（平成19年鹿屋市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「補助金を」を「鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金（以下「補助金」という。）を」に改める。

第5条中「経常費用」を「、経常費用」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「交付額」を「額」に改める。

第8条の見出し中「確定の通知」を「額の確定」に改め、同条中「交付すべき補助金の」を削り、「地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付決定及び交付確定通知書」を「鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付決定及び交付確定通知書」に改める。

第9条第1項中「前条に規定する」を「前条の」に、「地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付請求書」を「鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付請求書」に改める。

第10条中「取消し」を「取り消し」に改め、同条第2号中「交付決定の条件」を「交付決定に付した条件」に改める。

第12条中「に属する」を「の属する」に改める。

第13条第1項中「及び運行時間等」を「、運行時間等」に改め、同条第2項中「補助対象外経費」を「補助対象経費以外の経費の取扱い」に改める。

別記第1号様式中「地方公共交通特別対策事業運行費補助金」を「鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金」に改める。

別記第2号様式中「地方公共交通特別対策事業運行費補助金」を「鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金」に、「
年度地方公共交通特別対策事業運行費補助金」を「
年度鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金」に、「
、次のとおり、交付する」を「次のとおり交付する」に、「併せて交付額は、
交付決定額」を「交付額は交付決定額」に、「
交付決定額 金

「1 交付決定額 金 円」を
に改める。

2 交付確定額 金 円」

別記第3号様式中「 地方公共交通特別対策事業運行費補助金」を「鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金」に、「交付決定及び交付確定通知書」を「鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付決定及び交付確定通知書」に、「 年度地方公共交通特別対策事業運行費補助金」を「 年度鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金」に、「、下記」を「下記」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。